

平成30年7月4日

組合員 各位

日本被服工業組合連合会
理事長 平 謙



外国人技能実習の適正な実施と技能実習生の保護のためのご協力依頼について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊連合会並びに各地区組合の各種事業に対しまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、外国人技能実習生の適正な技能実習と実習生の保護を目的として、全国の繊維産業40団体近くが構成員となり、経済産業省が法務省や厚生労働省の協力を得て「繊維産業技能実習事業協議会」を設置し、技能実習の実施状況の把握を行いながら4回にわたる協議を行ってきました。(一部既報)

その結果、「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等の取組」(以下「取組」という)を決定し、公表しました。(6月19日付)

当連合会は、この協議会に構成員団体として議論に参加して参りましたが、実情の把握が出来ておりませんでしたので、2回にわたりアンケート調査を実施させていただきました。その結果、210社の内、40社が26の管理団体等を通じて590名の実習生を受け入れていることが判明しました。

当連合会の傘下企業は、発注企業と受注企業の両者が混在しており、この問題に対する認識を共有することが大変重要と思われれます。自社では実習生を受け入れていなくても、自社の受注企業をはじめサプライチェーン全体には、実習生を受け入れて製品づくりをされている企業がおありだろうと思います。そうした企業等とこの問題に関する認識を共有することが必要であります。

今回公表された「取組」は、発注企業はもとより、会員企業を通じて、全ての取引先へ周知をしていただき、縫製業界から法令違反を無くし、外国人実習の適正な実施と実習生が安心して実習できる環境づくりのために、この「取組」の決定が確実に実行され、適切に対応していただくことを強く求めています。

どうか、各企業におかれましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、「取組」の全文及びその他の関連書類等につきましては、当連合会のインターネットホームページに掲載しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

敬 具